

平成30年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第4日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 平成30年9月14日（金） 午後1時01分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 1番 | 尾形修平君 | 2番 | 大滝国吉君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 長谷川孝君 |
| 8番 | 河村幸雄君 | 9番 | 渡辺昌君 |
| 委員長 | 大滝国吉君 | 副委員長 | 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
なし
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|-------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課国保室長 | 高橋晃君（課長補佐） |
| 同課国保室副参事 | 佐藤克也君 |
| 同課健康支援室長 | 中村和子君（課長補佐） |
| 同課健康支援室副参事 | 中村みゆき君 |
| 同課健康支援室副参事 | 川崎健一君 |
| 同課健康支援室係長 | 小林春美君 |
| 同課健康支援室係長 | 大倉愛子君 |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 土田孝君（課長補佐） |
| 同課高齢者支援室係長 | 渋谷直人君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君（係長） |
| 同課介護保険室長 | 大滝慈光君（課長補佐） |
| 同課介護保険室係長 | 近藤知子君 |
| 福祉課長 | 山田和浩君 |
| 同課福祉政策室長 | 木村静子君（課長補佐） |
| 同課福祉政策室副参事 | 中山晴剛君 |
| 同課福祉政策室係長 | 本間大輔君 |
| 同課子育て支援室長 | 平山祐子君（課長補佐） |
| 同課子育て支援室係長 | 小林毅君 |

10 議会事務局職員

局長 小林 政 一
書記 百 武 美 奈

(午後1時01分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての保健医療課、介護高齢課及び福祉課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長(渡辺 昌君)開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第7 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課所管分を議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 小田正浩君、福祉課長 山田和浩君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 国庫支出金

(説明)

福祉課長 それでは、10P、11Pにある第14款国庫支出金、1項1目1節社会福祉費負担金の障害児通所サービス費負担金である。こちらは、平成30年4月2日から羽黒町地内にこども発達支援所はるが開設したことにより、当初の予想はよりも大幅に利用者がふえ、今後も利用者の増加が見込まれるため、歳出に合わせて歳入を計上させていただくものだ。補助率は2分の1である。1つ飛んでその下になる2項国庫補助金、2目1節社会福祉費補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金だが、こちらは本年度に予定している生活保護関連システムの改修費が確定したことにより計上させていただくものである。補助率は2分の1である。

第15款 県支出金

(説明)

福祉課長 第15款県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金については、先ほどの国庫支出金と同様の理由で計上するものである。補助率は4分の1である。

第18款 繰入金

(説明)

介護高齢課長 それでは、18款繰入金、1項1目特別会計繰入金である。1節の説明欄1、介護保

険特別会計繰入金4,617万1,000円であるが、平成29年度決算による精算繰入金である。

第20款 諸収入

(説明)

福祉 課長 次の12P、13Pをお開きください。ちょうど中ほどにあるけれども、第20款諸収入、6項5目1節過年度収入については、いずれも過年度分の精算に伴う収入である。次に、6目2節民生雑入についてだが、こちらについては県道坂町停車場金屋、大津地内道路改良工事に伴い保育園バスのバス停が支障となり、その移転補償金として雑入として上げさせてもらったものである。

歳入

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第18款 繰入金、第20款 諸収入

(質疑)

木村 貞雄 今ほど説明あったのだけれども、その新しくできたところ何名ぐらいの通所の入っている人いるのか。

福祉 課長 現在放課後デイをやっている事業所4つほどあるのだけれども、はるさんについては8月1日現在の登録者として放課後デイに32名の方が登録して利用している。

尾形 修平 今の件にちょっと関連するのだけれども、これ国のやつが4,000万円、県のやつが2,000万円ということで、4分の3が国県で補助金の対象になっていると思うのだけれども、当然市からの持ち出しもあると思うが、今の答弁の中で30人ぐらいのやつで、市のやつも入れると約8,000万円ぐらいになる。ちょっと額的に大きいような気がするのだけれども、その中身に関して教えてもらえるか。

福祉 課長 放課後デイの中身そのものということだろうか。

尾形 修平 この補助金だけで6,000万円、市も入れれば8,000万円ぐらいになるわけではないか。施設としてははるさんでやっていること自体がどういう、放課後デイもそうなのかもしれないけれども、それ以外にこれだけの補助金を使って何をしているのかということを知りたい。

福祉政策室長 はるについては放課後等デイサービス事業ということで、学校に在籍している児童に関して学校が終わってから放課後についてその施設を利用して訓練というか、通常言われている学童保育的な部分と、それと障がいに応じた訓練をしている。また、もう一つ、児童発達支援事業については、学校に上がる前の小さいお子さんについて、保護者も含めてどのような対応をしたらいいのだろうかということで、その子の発達に応じた生活の訓練をしている。

尾形 修平 そういう答えを含めて先ほど答弁した30人程度ということで理解していいのか。

福祉 課長 申しわけない。そういうことであれば、放課後デイのほうが32名の登録で、児童発達支援のほうは15人の登録というふうに聞いている。

木村 貞雄 国の方針で障がい者の、例えばこの前私ら研修というか、見回りに行ったのだけれども、そういったこれ子どもでなくてだよ、私今話しているのは。施設でも今そういうふうな在宅から通所という形で、日帰りで帰ってくるのがかなり昔よりふえたのだ。それと同じような状況なのだろう、やり方としては。

福祉政策室長 今ほどお話ししたのは、あくまで18歳未満の・・・

木村 貞雄 いや、それはわかっている。

- 福祉政策室長 大人、要するに18歳以上の方に関しては、入所施設についてはやはり増築というか、定員をふやすこと自体が今ちょっと難しい状況になっている。国の施策によって入所施設をふやすということが非常に難しくなってきたり、できれば住みなれたところで生活をしていただきたいということで、通所というか、朝行って夕方帰ってくるというような形でのサービスはふえてきている。
- 木村 貞雄 私言っているのは、そういう施設で前はそういうことなかったのだけれども、やまやの里でもそういう部屋をふやしてそういう通所が今だんだんと多くなってきているという話したのだ、今のことでなくて。それと同じようなやり方しているのだろうと言ったの。通所でうちから通って、それで何とか障がい者だけれども、一般の人と近いような進め方というか、そういったやり方でやっているということをお聞いたのだよ、今。
- 福祉政策室長 障がい者であっても在宅でということで、そういう施策、方向になっているので、そういう考え方というか、利用の仕方になっている。
- 長谷川 孝 ちょっと養護学校の放課後支援みたいなので、浦田の里とかに行かれていますよね。それと違うあれなのか、これは。同じなのか、ちょっと教えてください。
- 福祉政策室長 事業としては若干違って、以前は日中一時支援事業ということで、今ほど委員さんおっしゃったように、浦田の里、やまやの里等で行っていた。日中一時支援事業というのは確かに放課後も使えるのだけれども、単発的に親が例えばいないから見てくださいみたいな感じをお願いしていたのが日中一時支援事業になる。これについては、地域生活支援事業ということで市町村事業というふうに位置づけされている。
- 渡辺分科会長 ほかに。
(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説明)

- 福祉 課長 それでは、歳出である。14P、15Pをお開き願いたいと思う。3款民生費、1項1目社会福祉総務費である。返還金とあるのは、いずれも過年度分の精算に伴う国、県への返還金を計上させていただいたものである。なお、説明欄の3であるけれども、障害者自立支援経費の障害児通所支援サービス費については、先ほどの歳入のほうでも説明させていただいたが、児童発達支援、また放課後デイサービス、障害児相談事業に対する経費である。
- 保健医療課長 続いて、3目老人福祉費、説明欄1、老人医療費助成経費に5万4,000円を計上した。これは、同事業の平成29年度実績による返還金である。
- 介護高齢課長 では、16、17Pをごらんください。説明欄の2である低所得者介護保険料軽減経費8,000円であるが、平成29年度決算による返還金である。3の介護保険特別会計繰出金3万4,000円であるが、内容といたしては介護保険特別会計の予算調整のための予備費として追加をお願いするものである。
- 福祉 課長 次に、3目児童措置費である。説明欄1の保育園運営経費の修繕料については、当初予定していない不時修繕が出てきていて、今後不足が見込まれることから追加計上させていただくものである。また、同じ項目の中の測量設計等委託料であるけれども、こちらは旧平林保育園の用地を所有者の宿田区へ返還するに当たり、登記面積と実測面積が異なったことから地積更正が必要になったので、その登記業務を委

託するものである。説明欄2の通園バス運行経費の工事請負費であるけれども、こちらでは歳入でもご説明したが、バス停の移転のための工事費である。説明欄3の返還金については、過年度分の精算となる。

第4款 衛生費

(説明)

福祉 課長 続いて、4款の衛生費、1項2目予防費であるが、こちらについても返還金ということで精算分を計上させていただいたものである。

保健医療課長 では、18、19Pをお願いいたす。4款1項7目診療所費、説明1、急患診療所経費に11万円を計上した。これは、季節性インフルエンザ流行などの急患診療所繁忙期における患者等への負担軽減を図るため、体制整備として調剤業務において委託をお願いしたく、追加を計上するものである。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説明)

福祉 課長 それでは、第2表の債務負担行為補正である。5Pのほうをお開き願いたいと思う。議第103号で提案させていただいたけれども、あらかじめ保育園の指定管理料を平成35年度までとし、同様に議第104号で提案させていただいた山北やまゆり学童保育所、山北はまゆり学童保育所の指定管理料を平成31年度から平成30年度までということで変更させていただくものである。以上、よろしくをお願いいたす。

歳出

第3款 民生費、第4款 衛生費、第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質疑)

尾形 修平 また、先ほどのはるさんの15Pになるけれども、これ全体のやつで8,200万円になる。先ほどの人数聞いたら、デイの方で32で、訓練の方で15ということだけれども、今度村上市も今保育園の先生とかに聞くとね、やっぱり発達障がい児がふえているということで、私こういう施設は必要だというのは十分に認識しているつもりなのだけれども、ただこれであっても利用者負担というのが当然あるのだと思うのだけれども、それにしても今聞いている頭の中で想像している中でも、この補助金が果たしてどういうふうな使われ方するのかなというのが全然イメージが湧かないのだ。実際人数的に約50人以下ではないか。その人に対して8,000万円の補助金、利用者負担も含めればもっと余計になるわけだ。それが1人当たりになるとかなり何百万円単位のお金になるので、それが入所施設だったら別だけれども、通所施設だったことであるならばどういうお金の使われ方するのかなというのもしわかったら説明願いたいし、あと入所者の負担もしわかれれば教えてください。

福祉 課長 また補足は室長のほうからお願いするとして、先ほど私はるのほうの人数のほうは申し上げました。市内には、現在4つの施設がある。ほかの施設のほうの人数もちょっと申し上げさせていただきたいと思う。

尾形 修平 これそうしたら、これは全部はるさんに行くということではないの。それが俺勘違いしているのかもしれないけれども。

福祉 課長 申しわけなかった。説明のほう若干不足していた。この事業そのものについては、3つの事業が中に入っている。先ほど歳出のほうでも説明したが、1つは障害児相

談事業がある。この障がい者相談事業は、現在浦田の里とはまなすのほうでやっている事業になる。2番目としては、児童発達支援になるが、これははるさんで今現在やっている事業になる。もう一つが一番大きいなものになるが、放課後等デイサービス、この事業については市内では現在は4つの事業所が稼働している。山居町2丁目にあるおひさま、南町2丁目にあるコンフォータラス・in・村上、羽黒町にあるはるさん。4つ目として、8月15日からということで開所したばかりなのだけれども、上助漕のほうにカレイドスクエアパーク村上という事業所ができた。その4つの事業所であって、放課後デイについてはおひさまが現在15人の登録で、コンフォートさんについては現在いろいろあってゼロになっている。はるさんは先ほど言った32名。そしてカレイドスクエアさんは8名の現在登録というふうになっている。あわせて児童発達支援がはるさんだけになるのだけれども、15人の登録というふうになっている。実際やっている中身等については、室長のほうからちょっと補足させていただく。

(何事か呼ぶ者あり)

福祉 課長 今ほど委員おっしゃった統計資料のほうだけれども、人数と若干の中身は載せているが、事業所名そのもの、あるいは今のような登録者数というのはそこには載せていなかった。

福祉政策室長 中身に関してなのだが、先ほどもご説明したが、放課後等デイサービスについては学校が終わった後、必要な訓練とか社会との交流促進、その辺を目指した訓練を行っている。それから、児童発達支援に関しては、学校に上がる前のお子さんについて日常生活上の基本的な動作、それから集団生活への訓練等を行っている。この8,000万円についてなのだが、ほとんどその事業所の人件費が賄われているようだ。保護者負担については、保護者の所得状況にもよるが、生活保護世帯であるとか市町村民税非課税世帯に関してはゼロ円、一番多い方で3万7,200円、これが1カ月の増減額になる。

尾形 修平 先ほど歳入のところで課長の説明を受けたときに、このやつが全部新規にできたはるさんに行くというふうに私が受けとめたものだから今のような説明されたのだけれども、最後のときにそうやって市内の既設の事業所も含めてという話をしていただけばしなくていい質問だったと思う。

渡辺分科会長 ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺分科会長 これで歳出についての質疑を終わる。ただいまご審査いただいた事件についての討論は特別委員会最終日で行うこととなるので、これから当分科会の賛否態度の取りまとめを行う前に、賛否について発言があったらお願いします。発言はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第105号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第8 議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課及び福祉課所管分を議題とし、担当課

長（保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 小田正浩君、福祉課長 山田和浩君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第12款 分担金及び負担金

（説明）

介護高齢課長 それでは、17、18Pをお願いいたします。歳入の主なものについて説明させていただく。12款の分担金及び負担金、2項2目1節社会福祉費負担金である。備考欄の1、老人ホーム入所者負担金1,853万6,383円である。これ市内の入所している方の個人負担金である。やまゆり荘39名、胎内やすらぎの家が5名である。2の老人ホーム入所措置費負担金2,178万8,623円であるが、これは関川村からやまゆり荘の入所者に係る約10名分の措置費である。3の生活管理指導短期宿泊サービス利用料の59万4,360円であるが、これはやまゆり荘で受け入れた短期宿泊分である。次に、4の生活管理指導短期宿泊サービス利用料の滞納繰越分5万円であるが、これ未納の方が平成29年6月から5,000円ずつだけでも納めていただき、その10カ月分になる。あと、5から7については例年どおりなので、省略させていただく。

福祉 課長 備考欄8、9については例年どおりなので、省略させていただきたいと思う。その次、2節児童福祉費負担金である。備考欄1、保育園入園者負担金については、調定額が2億2,663万4,240円、収入済額が2億2,584万990円で収納率は99.65%になる。また、収納未済額は79万3,250円であった。備考欄2、保育園入園者負担金の滞納繰越分であるが、調定額が1,328万650円、収入済額が222万6,050円で、収納率16.75%となっている。また、収納未済額だが、1,013万9,100円で、未納者は62人、不納欠損額は91万5,500円で9人分である。2つほど飛び、備考欄5、学童保育利用料については、調定額が1,871万5,200円、収入済額が1,843万1,400円で、収納率が98.48%、また収入未済額だが、28万3,800円である。備考欄6は、同じく学童保育利用料の滞納繰越分になるが、調定額が52万2,500円、収入済額が10万5,000円で収納率が19.23%、収入未済額は40万2,000円で不納欠損額は2万円である。備考欄7は、省略させていただく。

保健医療課長 それでは、3目衛生費負担金は、これは例年どおりの負担金であるので、備考の2、4、5は省略させていただく。備考3の各種健診一部負担金674万100円は、各種がん検診の一部負担金だ。前年度より約270万円ほど減額となっているが、主な理由は受診者の負担軽減の観点から、乳がん検診及び子宮頸がん検診の施設検診に係る一部負担金支払いを金融機関での事前納付から検診機関窓口での納付に変更したためである。

福祉 課長 備考欄6については例年どおりであるので、説明は省略させていただく。

第13款 使用料及び手数料

（説明）

介護高齢課長 次に、19P、20Pをお開きいただきたいと思います。1項2目民生使用料であるが、1節社会福祉使用料、1、行政財産使用料10万6,340円であるが、これ当課所管の施設に設置されている電柱等に係る使用料である。

福祉 課長 その次、2目民生使用料の2節児童福祉使用料である。1、2については例年どお

りなので省略させていただき、備考欄3であるが、病児保育施設使用料である。昨年7月に開所したあらかわ病児保育センターを利用された場合の使用料として、村上市が227人、関川村が26人、合計253人分の使用料となる。月平均にすると28名の利用となる。

保健医療課長 3目衛生使用料だが、備考2、急患診療所使用料1,834万1,621円は、診療所利用時の保険者負担分及び一部負担金だが、季節性インフルエンザの流行に伴う利用者の増加等により、前年度より約180万円ほどふえている。備考の3は、省略させていただく。

福祉 課長 23P、24Pをお開きください。13款2項2目民生手数料である。こちらについては、1件300円の証明手数料である。以上だ。

保健医療課長 3目の衛生手数料である。備考4の受胎調節実地指導員指定等手数料7,400円は、受胎調節実地指導員指定申請に伴う指定証及び標識の交付に係る手数料である。新潟県より事務権限の移譲を受けた平成27年以降、初めての申請受け付けがあったものである。

第14款 国庫支出金

(説明)

保健医療課長 続いて、次のページになるが、25P、26Pをお願いいたす。14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金の備考1、保険基盤安定負担金5,600万7,573円は例年の内容だが、保険税軽減の対象となる低所得者数に応じて平均保険税の一定割合を保険者に対して財政支援するもので、国の負担割合2分の1分だ。

介護高齢課長 2の低所得者保険料軽減負担金492万2,640円であるが、介護保険料の第1段階に該当する方への軽減において、基準額の0.05に対する国負担2分の1である。対象者は3,096人である。

福祉 課長 備考欄3、4、5は例年どおりなので、省略させていただき、備考欄6については先ほど補正予算でもお話しをさせていただいた分である。障害児通所サービス費負担金となる。1,599万5,500円であるけれども、こちらについては平成29年の4月1日におひさまが、12月15日にはコンフォータラス・in・村上が開設したということで、平成28年度の実績は8万1,000円だったけれども、大きく上回ることになった。備考欄7については例年どおりなので、省略させていただく。その次、2節児童福祉費負担金である。1、2については例年どおりということで省略させていただくが、備考欄3、子どものための教育・保育給付費負担金5,501万8,914円であるけれども、これは認定こども園の村上いずみ園及び市内の小規模保育事業所のゆりかご保育園、マイマイ保育園、杏園事業所内託児所、広域に係る入園委託児童の保育費用に係る給付費の国庫負担金で、補助率は2分の1となっている。備考欄4、児童入所施設措置費等負担金であるけれども、こちらについてはDVを理由に母子生活支援施設に措置された1世帯お二人の、お母さんとお子さんお一人ずつの措置費で、これについて補助率は2分の1となっている。その下、3節生活保護費負担金である。こちらについては、生活保護世帯に対する国の負担金ということで4分の3であって、平成30年3月31日現在の保護世帯数だが、437世帯というふうになっている。その次、2目衛生費国庫負担金であるが、こちらは例年どおりのため、省略させていただきたいと思う。

- 介護高齢課長 それでは、2項2目1節社会福祉費補助金であるが、備考の1、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金【繰越明許分】である。165万3,000円だが、防犯カメラ等を導入する介護事業所に対しての補助金である。補助率は2分の1である。2については、省略させていただく。
- 福祉 課長 その下、3、4、5、6と、こちらにつきましては例年どおりなので、省略させていただき、その次のページ、27、28Pである。備考欄7、障害者総合支援事業費補助金390万円であるが、これは制度改正に伴い新規計上した障害者自立支援給付支払い等システム改修事業に対する国の補助金で、補助率は2分の1である。その下、児童福祉費補助金である。備考欄1、母子家庭等自立支援給付金事業費補助金であるけれども、これは母子家庭の母または父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、国の指定する講座等を受講することに伴い必要となる費用の一部を支援する自立支援教育訓練給付金事業が1つとなるし、また安定した収入を期待できる資格取得のため、1年以上の養成機関へ入校した際の支援と入学金の一部を支援する高等職業訓練促進給付金等事業の補助金で、補助率は4分の1である。備考2、3については例年と同様ということで、省略させていただく。
- 保健医療課長 3目衛生費国庫補助金、備考欄1の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金8万9,000円であるが、これは特定の年齢に達した方で過去5年間未受診の方に対して子宮頸がんの無料検診、これの21歳及び乳がん無料検診、41歳の実施に係る補助金であり、補助基準額の2分の1分である。前年比より43万円ほど大きく減額となっているが、これは補助対象となる年齢の範囲が狭められたものである。
- 福祉 課長 それでは、29、30Pをお開きいただきたいと思う。3項委託金、2目民生費委託金である。特別児童扶養手当事務取扱交付金につきましては例年と同様であるので、省略させていただく。

第15款 県支出金

(説明)

- 保健医療課長 15款県支出金、1項1目民生費県負担金、備考1の保険基盤安定負担金1億7,218万9,471円は保険者に対する財政支援の県負担分であり、負担割合は保険税軽減分として4分の3、保険者支援分として4分の1である。次の備考2、後期高齢者医療基盤安定負担金1億4,509万3,617円は後期高齢者医療への保険基盤安定制度に係る県負担分で、負担割合は4分の3である。
- 介護高齢課長 3の低所得者保険料軽減負担金246万1,320円であるが、先ほど説明した保険料軽減における県負担分、4分の1である。
- 福祉 課長 それでは、備考欄4については省略させていただき、備考欄5である。行旅死亡人取扱費交付金であるが、行旅死亡人1人分の葬祭費用としての交付金で、負担割合は10分の10となっている。備考6以降については国の負担金と同様の事業内容であるので、省略させていただく。その下、2節児童福祉費負担金である。こちらについても国の負担と同様の事業内容で、児童手当負担金の補助率は6分の1、備考2及び3の補助率は4分の1となっている。その次の3節生活保護費等負担金である。備考欄1、生活保護費等負担金774万4,079円であるが、こちらは居住地が明らかでない要保護者などに対して保護した場合の経費を市のかわりに県が肩がわりして、県が4分の1負担をするものである。その下になる1項県負担金の2目衛生費県負担金であるが、こちらについては例年と同様なので、省略させていただく。

- 保健医療課長 次の31、32Pである。2項2目の民生費県補助金、備考1の老人医療費助成事業補助金の説明は例年どおりのため、省略させていただく。
- 介護高齢課長 2から5についても例年どおりなので、省略させていただく。6の介護基盤整備事業費補助金2億5,960万9,000円であるが、県の補助金の財源に市が公募した事業所の建設に係る経費に対しての地域密着型施設整備事業費補助金2億1,983万円と施設開設準備経費等支援事業費補助金3,977万9,000円である。平成29年度は、ミニ特養1件とグループホーム2件と看護小規模多機能1件を整備したものである。7の介護基盤整備事業費補助金【繰越明許分】であるが、3,200万円であるが、これも地域密着型施設整備事業費補助金ということで、これは看護小規模多機能についてであった。8の市民後見推進事業補助金33万円であるが、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織的体制構築のための補助金である。
- 福祉 課長 備考欄9、10、11については例年どおりであるので、説明のほうは省略させていただきたいと思う。次の2節児童福祉費補助金である。備考欄1、特別保育事業補助金であるが、これは杏園事業所内保育所で行った3歳未満児保育に対する補助金で、補助率は2分の1となっている。また、2、3、4については例年どおりなので省略させていただき、備考欄5である。施設型給付費地方単独費用補助金171万8,590円であるが、こちらは認定こども園に移行した市立幼稚園に対し、もともと支給されていた私学助成金の水準になるよう補うため、都道府県独自で補助を行っているものである。
- 保健医療課長 続いて、3目衛生費県補助金のうち、備考1、2は省略させていただく。備考3、医療施設等設備整備費補助金303万円は地域医療の確保等を目的とした補助金であり、病院群輪番制病院として必要な医療機器等の購入が対象的で、村上総合病院に内視鏡ビデオシステム1台を整備した。次の備考4、地域自殺対策緊急強化事業市町村事業補助金501万2,000円だが、平成29年度は自殺対策基本法に基づく自殺対策計画策定のモデル市町村として事業を実施したため、例年より約497万円増加となった。補助率は10分の10だ。次のページ、備考5は省略させていただく。
- 福祉 課長 備考欄6、子ども医療交付金であるが、これについても例年どおりなので、省略させていただく。項目としては35P、36Pの委託金のほうになるわけだが、説明としては37P、38Pのほうになる。15款3項2目の民生費委託金である。こちら2の戦没者遺族等援護事務交付金については例年どおりなので、省略させていただく。

第18款 繰入金

(説明)

- 介護高齢課長 それでは、39、40Pをごらんいただきたいと思う。18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目特別会計繰入金であるが、備考欄の1、介護保険特別会計繰入金2,313万2,522円であるが、平成28年度事業費の確定に伴う精算繰入金である。

第20款 諸収入

(説明)

- 保健医療課長 続いて、43Pから44Pをごらんください。20款諸収入、5項1目民生費受託事業収入、備考欄1の後期高齢者保健事業受託収入918万3,062円は、村上市と広域連合の受託契約に基づく後期高齢者健康診査実施の受託収入1,930人分である。
- 介護高齢課長 続いて、介護高齢課分である。6項雑入、5目過年度収入である。備考欄の1、過

年度低所得者保険料軽減国庫負担金 1 万7, 490円であるが、平成28年度事業費確定に伴う精算による追加交付である。2 の過年度低所得者保険料軽減県負担金8, 745円であるが、これも平成28年度事業費確定に伴う精算による追加交付である。

福祉 課長 備考欄 3 以降である。10 までであるけれども、全てにわたって過年度の負担金、交付金の精算に伴う支払いとなっているので、細かな説明は省略させていただく。

保健医療課長 続いて、47、48P であるが、20 款 6 項 6 目雑入、2 節の民生雑入の備考 1、過年度後期高齢者医療療養給付費負担金 323 万 1, 518 円は、平成 28 年度分の療養給付費負担金の精算に伴う後期高齢者連合会からの還付額である。12 月補正にて追加計上させていただいたものである。

介護高齢課長 2 と 3 については例年どおりなので、省略させていただく。

福祉 課長 4 は省略させていただき、5 の保育園保育士等給食費負担金 1, 751 万 1, 500 円であるが、こちらは保育園勤務職員のうち給食を食べる職員の実費負担分ということで、職員 1 人当たり 1 カ月 5, 000 円の負担をお願いしている。飛んで備考欄 11 である。保育園親子遠足保護者負担金である。こちらは、保護者から親子遠足の負担金として 2, 000 円掛ける 723 世帯分、144 万 6, 000 円の入となっている。ずっと飛んで備考欄の 25、県道工事補償金については本年度の補正と同様であるけれども、昨年度県道の道路改良に伴うバス停の移転補償金である。

保健医療課長 3 節衛生雑入の一番下にあるが、備考 7、検診用容器代 1 万 8, 600 円は、大腸がん検診容器代の再購入費分である。前年度より約 164 万円ほど減額であるが、理由は大腸がん検診容器の別途購入から申込者全員への配付に変更したことによるものである。次のページの備考 8 から 11 は、省略させていただく。

福祉 課長 備考 12 であるが、こちらは子ども医療費の精算ということで過年度分の返還金になる。以上である。

分科会長（渡辺 昌君）休憩を宣する。

（午後 1 時 5 4 分）

分科会長（渡辺 昌君）再開を宣する。

（午後 2 時 0 5 分）

歳入

第12款 分担金及び負担金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第13款 使用料及び手数料

（質 疑）

木村 貞雄 民生使用料の病児保育の関係なのだけれども、関連して今村上総合病院進めているけれども、でき上がって開院となったときはこの病児保育だけでなく、救急関係もそうだけれども、それが市の仕事の分なので、その辺はどんなふうに進めているか、そういった細かいことについては。これからのできた後の使用料とか、そういう関係の。

福祉 課長 私のほうから病児保育のほうを申し上げたいと思うけれども、あらかじめ同様に指

定管理ということを考えていて、費用的なものは同額というふうなことでは今考えているが、最終的にはまだ本決まりではないので、これからということになるかと思う。

木村 貞雄 私言っているのは、村上総合病院の施設の中につくるわけだ。市のほうでも一緒にやるわけだ。その建設の土壌もそうだけれども、そのやりとりというのはまだやっていないだろう。

福祉 課長 病児保育のほうについては一応図面のほうは見せていただき、それが鍵かかるというか、一つの場所として確立できるような、また警備なんかについても独立できるような形でということで話は進めている。まだ今はそこまでの話にとどまっているというのが現状である。

木村 貞雄 終わる。

尾形 修平 今と同じ関係なのだけれども、病児保育で年間250人、月で28人という先ほど説明があったけれども、これ延べ人数だとうなるけれども、実際利用されている方は多分ある程度特定の方に絞られているのでないかなと私は思うのだけれども、そのやっつって把握しているか、世帯というか。では、後でいい。

福祉 課長 申しわけない。実際の人数というのは今こちら手元に持ってきていなかったの、後ほどにさせていただきたいと思う。

尾形 修平 はい、いい。

渡辺分科会長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

第14款 国庫支出金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第15款 県支出金

（質 疑）

木村 貞雄 国庫負担金も関係あるのだけれども、平成27年からこれ新しく認定こども園と地域型保育事業というのが進めてきたのだけれども、それに対しての国庫負担金と県の負担金と、今回そのほかにもう一つは聞いているのだけれども、施設型給付費地方単独費用補助金というのが認定こども園のほうに行くわけだけれども、その辺の内容についてもう一つの負担金のほうと別なものか。

子育て支援室長 県単独事業のほうについては、村上いずみ園の1号認定、教育のほうの入っている人員に対する県の補助金ということになる。

渡辺分科会長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

第18款 繰入金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第20款 諸収入

（質 疑）

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説明)

福祉 課長 それでは、85P、86Pのほうをお開き願いたいと思う。3款1項1目社会福祉総務費である。備考欄1、社会福祉費一般経費であるが、こちらは村上市地域福祉計画策定に係る経費や神林地区にある忠魂碑の土台の工事請負費が減額となったことから、平成28年度と比較して202万1,831円の減となった。また、2を飛ばし、3、行旅病人等支援経費24万4,756円であるけれども、行旅病人に対する火葬等に係る費用、こちらは2名分となるけれども、その費用と、あと行旅人等の移送費、こちらは切符代であるが、その金額である。備考欄4の生活困窮者自立支援事業経費については生活困窮者自立支援法に基づく事業であって、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業についての事業運営委託業務となっている。

介護高齢課長 それでは、備考欄の5である。介護職員人材確保推進事業経費200万2,000円であるが、介護人材確保推進事業給付費として140万円。これについては、村上市内の介護事業所に就職する方について支援することによって介護に従事する人員を確保するための給付金である。1人当たり20万円の7人であった。介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金60万2,000円であるが、介護職員等のキャリアアップのための研修等の補助金ということで、平成29年度は8事業所であった。6の市民後見推進事業経費33万448円であるが、これは市民後見推進事業委託料として市民後見人の活動を行うためのバックアップ体制を整えるために、法人後見受任団体として社会福祉協議会の体制整備を委託するものである。

福祉 課長 備考7、8、9については省略させていただき、87、88Pになるが、備考欄の10、障害福祉費一般経費1,811万2,767円であるが、主なものは福祉タクシー利用助成委託料、こちらのほうが707万3,430円、人工透析通院助成費362万円となっている。ほかに事務補助員賃金と社会保険料を新規に計上することになった。備考欄11である。地域生活支援経費であるけれども、こちらの主なものについては相談支援事業委託料1,696万8,000円、地域活動支援センター事業委託料2,439万5,370円となっている。また、障がい者計画・障がい福祉計画策定に関して、委員報償、印刷製本費、各種計画策定業務等委託料等の新規計上により、平成28年度と比較して621万4,093円の増額となった。12を飛ばし、備考欄13である障害者自立支援経費10億9,237万6,120円であるが、こちらの主なものは医療費助成費が6,773万9,224円、障害福祉サービス費が9億8,880万4,038円となっている。また、平成29年度にこちら先ほど収入でも申し上げたが、2事業所開設しているおひさまとコンフォーターラス・in・村上であるが、そのため障害児通所支援サービス費が1,759万6,145円が新規計上となって、平成28年度と比較して6,070万6,670円、総額にするとこれだけの増額となった。続いて、89、90Pをお開き願いたいと思う。14をちょっと飛ばさせていただき、備考欄15である。運営費負担金、こちらについてはいじみの寮、いじみの学園とひまわり荘の負担金である。平成29年度は、いじみの寮、学園の施設移転改築のため、前年度と比較して1,450万6,000円の増額となっている。17、18については例年どおりであるので、省略させていただく。

- 保健医療課長 それでは、備考20であるが、国民健康保険特別会計繰出金 4 億9,082万1,771円は国民健康保険特別会計でもご説明させていただいたが、国、県からの保険基盤安定負担金に市の負担分をつけ足したものと、出産育児一時金、職員給与費等事務費、財政安定化支援事業分を合わせて国民健康保険特別会計へ繰り出したものである。
- 福祉 課長 備考欄21については人件費であるので、説明は省略させていただく。
- 介護高齢課長 2目の社会福祉施設費であるが、これも例年どおりであるので、1、2とも省略させていただく。続いて、3目老人福祉費であるが、主なものを説明させていただく。備考欄の1、老人福祉費一般経費であるが、3行目であるが、100歳長寿祝金620万円であるが、これは31名の方に祝金20万円を支給している。そして、敬老祝品代であるが、米寿の方475人、白寿の方46人、101歳以上の方39人で144万396円を支出している。そして、真ん中よりちょっと下のほうだが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料であるが、これは先ほど特会でもお話ししたとおり、介護保険の事業計画を作成するに当たり、一般会計と介護保険特別会計で2分の1ずつ負担しているものである。これが132万3,000円である。あと、2から8までなのだが、ずっとになるけれども、これは例年どおりなので、省略させていただく。
- 保健医療課長 備考8の老人医療費助成経費についても例年どおりであるので、省略させていただく。
- 介護高齢課長 9についても例年どおりなので、省略させていただく。
- 保健医療課長 備考10の後期高齢者医療広域連合負担金 7 億6,297万1,469円のうち、県後期高齢者医療広域連合負担金3,308万7,469円は、広域連合の運営に係る事務的経費の構成市町村負担金である。県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金 7 億2,988万4,000円は後期高齢者医療制度の財源であり、医療給付に係る負担対象額の12分の1の市町村定率負担分である。
- 介護高齢課長 11の介護基盤整備事業経費 2 億5,960万9,000円であるが、地域密着型施設整備事業費補助金として 2 億1,983万円。歳入のときにも説明させていただいたが、県の補助金を財源に市が公募した事業所の建設に係る経費に対して補助するものである。平成29年度は、ミニ特養 1 件とグループホーム 2 件、そして看護小規模多機能 1 件である。施設開設準備経費等支援事業費補助金3,977万9,000円であるが、これについては同じく県の補助金を財源に市が公募した事業所の開設に必要な経費で、かつ開設 6 カ月前までの人件費、備品費等に係る経費に対して補助するものである。平成29年度は、先ほど言ったミニ特養 1 件とグループホーム 2 件と看護小規模多機能が 1 件である。12の地域介護・福祉空間整備事業経費【繰越明許分】である165万3,000円であるが、これについては歳入のときもお話ししたが、防犯カメラを導入する事業所に対しての補助金である。13の介護基盤整備事業経費【繰越明許分】であるが、3,200万円であるが、これも地域密着型施設整備事業費補助金ということで3,200万円であるが、これは看護小規模多機能 1 件である。14については、省略させていただく。
- 保健医療課長 次のページ、95 P から96 P をごらん願う。備考15であるが、後期高齢者医療特別会計繰出金 2 億838万9,919円は、県からの基盤安定負担金に市から 4 分の 1 をつけ足したものに職員給与分、事務費分を合わせ後期高齢者医療特別会計に繰り出しをするものだ。
- 介護高齢課長 16、17については例年どおりなので、省略させていただく。次に、4目老人福祉施設費であるが、主なものである備考欄の1、老人福祉センターあかまつ荘経費とい

うことで1,512万4,574円を決算しているが、指定管理料として905万9,000円、これは平成29年度分ということで業者のほうに支給している。また、公用車のリース料として92万479円、これはあかまつ荘のバスの分である。あと、工事請負費として445万5,000円であるが、これはトイレの改修、洋式化の工事で393万6,600円、非常灯の取りかえ工事として51万8,400円である。2から7については例年どおりであるので、省略させていただく。

それでは、中ほどぐらいになる2項1目児童福祉総務費である。備考欄1、家庭児童相談経費であるけれども、こちらは平成29年度から事務処理対応の職員として臨時職員分を計上していて、平成28年度より総額でいくと196万円ほど増額となっている。また、相談員は2名体制で行っており、平成29年度の相談件数は延べで264件、平成28年度より46件の増となっている。備考欄2、3、4については例年どおりでするので省略させていただき、99P、100Pである。こちらは、2項2目母子父子福祉費である。備考欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費3,792万1,298円であるけれども、こちらは医療費等審査支払委託料として104万8,368円。また、大きなものとして医療費助成費、こちらのほうが3,615万4,070円ということで、平成30年3月31日現在の対象世帯数は532世帯、1,331人である。平成28年度の実績よりも211万7,722円の減額であって、対象者は22世帯、77人の減となった。備考欄2、3、4については例年どおりということで、省略させていただく。その下、3目の児童措置費である。こちら保育園運営経費であるが、9億593万4,177円となっている。主な経費で大きなものは保育園の臨時職員に係る人件費であるが、ほかにあらかわ保育園の指定管理料として1億9,617万9,640円。また、次のページになる。工事請負費として6,751万8,360円の決算となっているが、主なものとしては岩船、瀬波、金屋、舘腰、高南保育園のトイレの洋式化、また岩船、舘腰、高南、猿沢保育園のエアコンの設置、修繕等に係る経費が主なものとなっている。備考2については例年同様ということで省略させていただき、備考3、子育て支援センター事業経費である。こちらは、閉園となった上海府保育園で平成29年度から上海府子育て支援センターを開所して、子育て広場の利用としては、延べであるが、4,548人、1,872組の方に利用いただいた。また、これまで高南保育園に併設されていた朝日子育て支援センターについても閉園となった三面保育園のほうで実施して、こちらの利用者は延べで4,344人、1,951組であった。備考欄4、5は、例年どおりということで省略させていただく。次のページになるが、備考欄の6、幼児の体力向上事業経費100万4,400円であるが、これは平成28年度に山辺里保育園1カ所でやっていたものを平成29年度は全ての保育園、14園で実施した。内容は、年6回の運動遊びの実施と年2回の体力測定を総合スポーツクラブ等に委託して実施したものである。備考欄7については例年どおりということで省略させてもらい、備考欄8、地域型保育事業運営経費6,629万1,770円であるが、主なものはゆりかご保育園、杏園事業所内託児所、マイマイ保育園における地域型給付費負担金6,612万7,170円というふうになっている。負担金については平成28年度の実績より666万6,950円増額となっているけれども、これは公定価格が上がったことや新たな処遇改善加算ができたことによってふえたものである。備考欄9以降については例年同様ということで、説明のほうを省略させていただきたいと思う。次のページ、105、106Pをお開き願いたいと思う。2項4目学童保育費である。学童保育経費であるが、指定管理料については平成29年度から神林学童保育所と支援センターを一括で指定管理として委託したので、前年

度より2,055万8,237円の増額となった。また、工事請負費であるが、1,242万3,780円については岩船学童保育所のエアコンの交換工事、神林学童保育所の外壁工事などを行ったものである。その下行って、2項5目の児童福祉施設費、こちらの児童遊園施設経費であるが、工事請負費975万4,840円である。これは坂町児童遊園地のフェンス設置、これが239万7,600円。このほか、児童遊園地などの滑り台やブランコの撤去、新設を行ったものである。3項1目の生活保護総務費については、例年と同様であるので省略させていただき、107P、108Pのほうをお願いしたいと思う。こちら2目の扶助費である。生活保護扶助費7億9,288万6,768円であるが、こちらは平成30年3月31日現在の被保護者は437世帯、578人であって、昨年3月31日と比較すると5世帯、6人の増加となっている。決算額については、昨年度、平成28年度と比較すると3,206万2,141円の増額となったものである。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 それでは、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費である。備考1の保健衛生総務経費のうち下から2番目であるが、医療施設等設備整備費補助金565万8,000円は、村上、関川村、粟島浦村の負担金と県の補助金を合わせ村上総合病院に助成しているもので、歳入でご説明いたした病院群輪番制病院として必要な医療機器、内視鏡ビデオシステム1台の購入に係る補助金交付額である。その下になるが、公的病院等運営費補助金1億3,376万円、これは救急医療の確保及び地域医療の充実を図るために公的病院に対し運営費として補助金を交付したもので、村上総合病院と瀬波病院に助成をしている。特別交付税を財源にしている。続いて、109P、110P、一番上になるが、病院群輪番制病院運営事業補助金1,213万円は、休日及び夜間における救急患者の医療を確保するための輪番病院に対しての補助金だが、村上総合病院に対して交付したものである。備考の2、3は省略させていただく。

福祉 課長 備考の4、5についても例年と同様なので、省略させていただく。

保健医療課長 備考8についても人件費であるので、省略させていただく。次の2目予防費の備考1、生活習慣病予防対策経費は9,623万9,703円だ。一番下の健康診査委託料8,169万5,436円は、30代、生活保護世帯、後期高齢者等に係る健康診査やそれに付随する心電図、眼底検査及びがん検診の委託料である。続いて、111P、112Pをごらん願う。備考2の歯科保健事業経費1,101万3,853円のうち、一番下のほうになるが、歯科健診委託料306万1,500円は妊婦、幼児や成人の無料歯科健診の委託料だが、若者からの歯科保健推進のため、平成29年度より成人の対象年齢に20歳、30歳を追加している。備考の3は、省略させていただく。次の備考4、自殺予防対策事業経費583万8,422円だが、歳入でご説明いたしたモデル市町村としての実施事業に係る経費があり、大幅増額となっている。講師・指導員謝礼84万8,500円は、職員研修や総合相談会及びゲートキーパー養成研修等の講師等への謝礼である。各種計画策定業務等委託料370万8,936円は、自殺対策行動計画策定について必要な資料の作成やデータ分析、政策パッケージの編集など、計画の構成案等専門的知見からの総合的な支援業務の委託料である。

福祉 課長 備考の5である。子どもの医療費助成経費1億4,544万1,601円であるけれども、こちらは助成の延べ件数でいくと8万7,112件、昨年度より2,389件の減であった。事業費総額でいくと約530万円の減となっている。備考欄6、7については例年と同様

の内容であるので、省略させていただく。

保健医療課長 備考8の母子保健経費3,953万5,920円だが、一番下の乳児個別健康診査委託料は主に7カ月児の健康診査委託料で201万8,680円。次のページになるが、妊婦健康診査委託料3,129万3,350円は、1人14回まで助成する。延べ受診件数は3,624件であった。一番下になるが、不妊治療費助成金の217万3,900円は、不妊治療に係る費用に対してその3分の2、上限が20万円であるが、それを助成している。なお、特定不妊治療の場合は治療に係る費用から県の助成額を差し引いた額を基準額としており、平成29年度の助成した件数は、特定不妊治療で20件、特定不妊治療以外で10件であった。次の備考9は、省略させていただく。続いて、115P、116Pをごらん願いたいと思う。5目の保健衛生施設費、備考1の保健衛生施設経費242万4,186円は、朝日と荒川地区の保健センターの施設経費である。次の117、118Pをお願いいたします。7目の診療所費、備考1、急患診療所経費は3,188万4,427円だったが、そのうち急患診療所に勤務する当番医師の報酬である医師当番管理等委託料は1,708万3,400円となっている。4款については以上である。

第3款 民生費

(質疑)

尾形 修平 90Pなのだけれども、福祉課長先ほど下越障害福祉事務組合負担金、これいじみの寮ともう一つ何て言ったっけ。

福祉 課長 失礼した。いじみの寮、いじみの学園が一つの建物になっているかと思う。それと、ひまわり荘になる。

尾形 修平 ひまわり荘というのはどこにあるのか。

福祉 課長 済まなかった。黒川病院の隣に現在はある。

尾形 修平 このいじみの寮と今言ったひまわり荘に村上市在住の方が何名行っているのか。負担金にしては大きいから。

福祉 課長 済まない。今すぐちょっと人数が把握できていなかったものだから、後ほどお答えさせていただきたいと思う。

長谷川 孝 92Pの村上岩船福祉会のいろんな特養の負担金出てくる。もう私が議員になってからずっと出てきているような気がするのだけれども、これは実際今その償却どのぐらいして、今残金どのぐらいなののかというのはわかるものなのか。

高齢者支援室係長 済まなかった。村上岩船福祉会の償還金については、今年度より花園といわくすの里、さつき園、垂水の里があるが、こちらでその施設については終わり、来年度、平成30年度にいわくすの里とより花園が平成30年、今年度分あって、いわくすの里は今年度で終了になる。平成31年度で最後より花園の増園分の償還金で全て償還するという形になっている。

長谷川 孝 では、ようやく大体終わりという、おめでとうございます。それと、これに関連してなのだけれども、例えば86Pの社会福祉協議会の助成経費ある。その社会福祉協議会が今指定管理受けているところのデイサービスとか、そういうのに関してはもう全部償却は終わっているのだよね。

福祉 課長 86Pの社会福祉協議会の助成費という言葉が先に出たわけだけれども、この助成費の中身ということではなくて、建物の償却のことについてのご質問・・・

長谷川 孝 そう、そう。それで、これ関連づけてはっきりあれしたのだけれども、その前段として全部例えばゆきわり荘とか、そういうのというのは、もう全部償却は終わって

- いるのだろうかねと。
- 介護保険室長 今委員おっしゃった施設は市の施設なので、償還金は発生していないという認識であるが。
- 長谷川 孝 償還金あれしっていてあんなに古いはずないから、もう終わっているのは確実だと思うのだけれども、それでこの運営費補助金の八千何がしのところに高額の改修とかというのが入っているのか。そういうふうに理解していいの。
- 福祉 課長 86Pにある備考欄7の社会福祉協議会の助成費であるけれども、こちらは事務局の人件費が主なものである。それと、事業として一部委託している事業の経費が多少含まれているが、ほとんどは事務局の人件費・・・済まない。人数のほうはちょっと今ははっきりと言えないけれども、その給与になる。
- 長谷川 孝 社会福祉協議会が指定管理受けているところの幾ら以下については、例えばゆきわり荘でも自分たちの指定管理料の中で直しなさいというのがあるだろう。それ以上に関しては市がその改修の申請を受けてやるわけだろう。その金額というのは、その社会福祉協議会が指定管理受けているの改修のお金というのはどこに出ているのかと聞いている。
- 介護保険室長 今私どもで所管のデイサービスセンター、ゆきわり荘は新潟なのだ。ほかのデイサービスは社会福祉協議会に委託しているけれども、50万円以上の大きな修繕については市が行うということで協定を結んでおり・・・ちょっとお待ちください。済まない。お待たせした。まず、指定管理料は社協には発生していない。今申し上げた修繕については、これは決算書にある97P、98Pに、備考の一番上、7番、老人介護施設経費の指定管理料、これはゆきわり荘の分である。社会福祉協議会のデイサービスについてはこの指定管理料発生していないので、決算はゼロである。そういう協定である。大きな修繕については・・・
- 長谷川 孝 時間ないので、私も早く帰らなければだめなので、まずそれは後で教えてください。それで、過去にゆきわり荘以外は指定管理ではなくて社会福祉協議会がまず受けているわけだけれども、相当ほら古くなっていて、年々々々改修の費用がかさんでいるわけだね、現に。だから、それで年次的にこれ今までのどのぐらいかかっているのかというのを教えてもらいたいので、後で出してもらいたいと。以上だ。
- 介護保険室長 わかった。
- 木村 貞雄 88Pの11番、地域生活支援経費の障がい者計画なのだけれども、これは市が主体でやる事業だけれども、このメンバーというのは、そんな名前までいいけれども、どんな人がいるのか。
- 福祉 課長 計画のほうはもう完成していて配付はさせてもらっているところであるが、委員構成としては12名という構成人数になっている。うち、3名は障がい者団体の関係者、1名は学識経験を有する者、1名が民生委員、児童委員、1名は社会福祉施設関係者、1名がボランティア団体関係者、1名は商工業関係者、もう一名が医療関係者、あと1名が教育関係者、残り2名が関係行政職員というふうな構成で行っていた。
- 木村 貞雄 次の94Pの11番の介護基盤整備事業の下のほうの準備経費等の補助金、これ課長の説明では6カ月前の人件費とか備品とかと今説明したのだけれども、大きな備品については建設のほうと一緒にやっているのではないのか。
- 介護高齢課長 あくまでも備品関係であって、建設は前の上のほうの段の基盤整備のほうで補助金として出している。
- 木村 貞雄 もう一点、あかまつ荘の96Pだけれども、トイレ改修はどこまであれか。洋式変わ

介護高齢課長 男性も女性も、大のほうは洋式にみんな直している。
 木村 貞雄 終わる。
 尾形 修平 102Pの3の子育て支援センター事業経費で、これ全ての支援センターの合計がこの金額になっていると思うのだけれども、この決算資料のやつ見ると、去年から上海府の子育て支援センターが始まったのだけれども、ここの上海府の支援センターだけで670万円になっている。これ村上市内の全ての支援センターの合計がこれだとすると上海府のウエートがちょっと大きいような気がするのだけれども、その辺もし今答弁できるのだったら各支援センターごとの事業費というのを教えてもらえるか。

福祉 課長 それでは、順番に読み上げたいと思う。山辺里が616万4,401円。
 尾形 修平 ちょっとゆっくり言ってもらえる。山辺里が・・・
 福祉 課長 616万円。
 尾形 修平 いいよ、万円単位で。
 福祉 課長 では、万単位で616万円。人件費も含めてということでご了解ください。上海府940万円、朝日が1,057万円、山北が408万円、そして荒川であるが、456万円、神林が486万円というふうな数字になっている。

尾形 修平 これトータルするとこの経費になるか。ならないよね。
 福祉 課長 こちらについては子育て支援の経費を別途抜き取ったものであって、実は神林の子育て支援センターについては指定管理ということでこの経費には実は入っていないで、先ほどの学童保育所のほうが神林のほうに指定管理に出したときに、一括で支援センターも指定管理ということで出しているの、そちらの経費に含んで決算がされているというような状況にある、それだけではないのだけれども。

尾形 修平 いいのだけれども、そうしても上海府の事業費が大き過ぎるのではないかなと俺は感じたのだけれども、ほかの地区から比べても人口で対象児童の数も含めて何で九百幾らかかっているのか。

福祉 課長 今ほど朝日のほうも1,000万円というふうなことをお話しさせていただいたけれども、案分の仕方というのものもあることは承知しているが、山辺里は山辺里保育園に併設となっている。なので、部分的な管理のほうが、山辺里保育園のほうでの調整が図られたりしている分はある。上海府と朝日については単独施設としてなっているので、全ての経費が支援センターの経費ということで計算、積算されているので、その分がまず1つはふえている要因になっているというふうに分析していた。

尾形 修平 そうすると、この決算附属書のあれ見ると上海府の子育て支援センターで事業費が678万4,000円となっていて、今課長の言った数字と大分乖離しているのだけれども、その辺はどういうことなのか。この中身見ると全部人件費から何から。

福祉 課長 申しわけない。私今ほど言ったところには、上海府の支援センターについては一部私どもの正職員の方が、土曜日も含めて正職員が入れかわりでそちらのほうの応援に行っている。正職員なものだから、給料がこの事業費の中には含まれていないけれども、実は私申し上げたところには案分で正職員の人件費が含まれている数字を申し上げてしまったために金額がふえていた。

尾形 修平 そうすると、今課長の説明だと、確かにこの項目の中には臨時職員のやつは人件費に上がっているけれども、正職員のやつが入っていないので、その差が約300万円ぐらいあるということだよね。だから、そういう決算されると多分これを理解する人というのはなかなかいないのではないかなと思うので、もうちょっと単純明瞭に誰

が見てもわかるような資料をつくってもらわないと、初めに質問したからこうやって理解できるので、誰が考えても上海府だけの、あの対象人口でこれだけ事業費がかかるというのはおかしいなと思うから、その辺今後注意していただければというふうに思うけれども。

福祉 課長 決算の内容ときちんと合わせるという形で整理するようにして報告できるように今後努めたいと思う。申しわけなかった。

鈴木いせ子 1つだけお伺いしたいのだけれども、生活保護費、生活保護費という名目がたくさん出てきているけれども、私もちょっと聞くところによると、この金をもらうとタクシー乗って村上に飲みに来てタクシーで帰るとか、それから車に乗っていると、私も1週間ぐらい前ジャスコに行って、おまえ何待っているのだと言ったら、俺タクシー待っているのだ。おまえタクシーで買い物に来ているのかと言ったら、そうだ。1回その審査を終えると、またそういうことをしているかという審査というのはやらないものなのだろうか。

福祉 課長 タクシー代については、当然買い物に行くという名目では一切出していない。ただ、私の思いというふうになってしまうかもしれないけれども、病院に行くためのタクシー代というのは認められている部分があるので、医師の診断状況によってタクシー代を出している方はいらっしゃる。そのついでに買物をしているのかどうかもまでは判断できかねるけれども、生活保護費という中でのタクシー代は厳格に運用しているつもりではある。あと、車については、勤めている、勤務するために通わなければいけないとかというふうな明確な目的がある部分だけ認めていて、ただ単に車でどこかへ行くというのは本来認めていない。なので、それを四六時中見張ってずっと私も見ているというわけにもいかないところもあって、だめだよというふうには対象者の方には話はしているけれども、よそから今のような形で耳に入ってきた場合については直接その方にどうして乗っていたのか、乗っていたのかどうかという事実確認からになるが、それで認めていない乗り方をしているようであれば、それはだめだよという話をさせていただいているというのが今の実態である。

第4款 衛生費

(質 疑)

木村 貞雄 108Pの下のほうだけれども、保健医療課長にお伺いするけれども、細かいこと聞くけれども、この公的病院の運営費補助の細かいことだけれども、病床数と地域の関係なのだけれども、その積算のやり方ちょっと聞かせてもらえるか。

(「ページ数は何ページ」と呼ぶ者あり)

木村 貞雄 107、108。

保健医療課長 特別交付税を財源としていて、瀬波病院については不採算地の要件該当として交付している。あと村上総合病院に関しては、救急告知要件の該当と小児救急医療実施加算、あと小児医療の要件の該当ということで、国からの数値に基づいてのものである。

木村 貞雄 村上総合病院で幾ら。

保健医療課長 村上総合病院では合計で5,629万6,000円である。

木村 貞雄 それで、何で聞くかということ、新病院になった場合に、もう病床数そんなに変わらないと思うのだけれども、これと同じようにというか、ずっと同じような補助金なのだけれども。

保健医療課長 新病院に対する補助金は、主に工事費とか、そういうもので平成30年度からやっている補助になるので、こちらの今お話のあった公的病院の運営費補助金というのは別なものになる。また、こちらについては説明もいたしたように財源があるものだから、今後のものについてはまた市の財政と協議しながら進むものになるかということで認識している。ただ、今のところ財源として8割もらっているので、平成29年度、平成30年度と予算計上はしている。

木村 貞雄 終わる。

尾形 修平 112Pの歯科保健事業経費なのだけれども、これ成人歯科健診で無料で受けられる今制度になっていて、その受診率が12.32%ということなのだけれども、これ俺はすごく低い数字だと思ったのだけれども、歯医者先生に聞いたらこれは県内でも高いほうだよというお話だったのだけれども、単純に12.32%が高いとは私は認識できないのだけれども、市のほうの取り組みとして10歳ごと、5歳ごとでやっているけれども、世代別の受診率というか、そういうのもデータを見て対策とかそういうのを考えているか、今後。無料歯科健診の受診率を上げるための対策を考えているか。

保健医療課長 今ちょうど歯科保健計画を次年度に向けての作成中であって、予算の面も含め、あと対象のものも含め、分析をしながら、評価しながら次の計画に向けて今計画中であるので、その中で対策等についても含まれていくものというふうに認識している。補足があれば。

健康支援室副参事 今ほど委員のほうから年代別の受診率等を考慮してというお話あったけれども、現状としては年代別で大きくその受診率が極端に低い、極端に高いという年代はない状況にある。毎年12月に再勧奨のはがきでなお勧奨等を行っているところであるが、今ほど課長からお話あったように、新しい今後の歯科保健計画等をしっかりとつくって、その中でまたできる範囲でやっていきたいと思う。

尾形 修平 歯だけは本当に乳児、幼児に関しては診断のときに一緒にあわせてやっているから受診率高くなるけれども、中学校、高校生過ぎるとなかなか歯医者さんというのは遠くなって、そのためにもこの無料診断を使っただけで検診を受けていただくと。歯だけは本当に取り返すことがなくなってしまうので、それ徹底していただければ医療費の削減にもつながると思うので、そういう面からも頑張っていたいただければというふうに思う。以上だ。

福祉 課長 先ほど尾形委員からいじみの寮とひまわり荘の人数ということでお話伺った分なのだが、若干古い資料になってしまうかもしれないのだが、いじみの寮については、こちらはちょっと今記憶だけなのだが、2ないし3名で、いじみの学園にはどなたもいないと。いじみの寮といじみの学園というものがあるのだが・・・

(「学園が2か」と呼ぶ者あり)

福祉 課長 いじみの寮が2から3、学園はどなたもいらっしゃらないと。ひまわり荘だけれども、18名の方が入所されている。

(「それいつなの、古い資料だと言ったけど」と呼ぶ者あり)

福祉 課長 こちらは、昨年11月の資料になる。ただ、1年でそうそう変わる施設ではないので、ほぼこれから1人ずつ入っているかどうかぐらいかとは思っている。

渡辺分科会長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【賛否態度の発言】

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第121号のうち市民厚生分科会所管分は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（渡辺 昌君）閉会を宣する。

（午後 3 時 1 2 分）